（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十四号、第十五号」を「第十八号、第十九号」に、「第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号」を「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」に改め、同条第二項中「第十四号又は第十五号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十四号、第十五号」を「第十八号、第十九号」に、「第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第三十号」を「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十四号又は第十五号」を「第四条第一項第十八号又は第十九号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十四号及び第二十五号」を「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

府　令

○内閣府令第五号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第十九号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百六条、第百七条の六、第百八条の二第一項、第百八条の三の四及び第百八条の三の五並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同令第五十二条の二第二項において準用する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の四の三」を「第三十八条の四の五」に、「第三十八条の四の四」を「第三十八条の四の六」に改める。

第十八条第一項第一号中「海外旅行、災害又は」を削り、同条第二項第一号中「第三十八条第十五項」を「第三十八条第十六項」に改める。

第十八条の二第一項及び第二十九条第四項第一号中「第三十八条第十五項」を「第三十八条第十六項」に改める。

第三十一条の三の表中

法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき。	一　免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二　免許証の交付年月日及び免許証番号 三　法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四　第十八条第一項第二号に該当する者にあつては、その旨

を

法第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をしたとき。	一　免許証の更新を受けた者の生年月日及び性別 二　免許証の交付年月日及び免許証番号 三　法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者にあつては、同条第三項の規定による適性検査を受けた日 四　第十八条第一項第二号に該当する者にあつては、その旨
法第百二条第六項の規定による通知をしたとき。	一　通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別） 二　免許証番号 三　免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号 四　通知をした年月日

に改める。

第三十七条の六の見出し中「運転禁止処分」を「運転禁止処分等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

報告する場合	事項
法第百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき。	一　通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別 二　通知をした年月日